令和6年2月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和6年2月13日(火) 開会 午後1時59分

閉会 午後2時37分

場所 議会運営委員会室 出席委員 細田善則委員長

千葉達也副委員長、萩原一寿副委員長

松井弘委員、関根信明委員、宇田川幸夫委員、横川雅也委員、白土幸仁委員、

小川真一郎委員、新井一徳委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者立石泰広議長、岡田静佳副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和6年2月閉会中 議会運営委員会における発言 (令和6年2月13日(火))

委員長

1 2月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しを頂いたので、2月定例県議会に提案を予定する議案について、説明する。 サイドブックスにある、「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き 願う。「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案件名総括表」である。

2月定例県議会に提案を予定している議案は、予算22件、条例23件、事件議決7件、基本的な計画の策定等2件の計54件である。

次のページを御覧願う。

議案以外では、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分報告が6件あり、合わせて60件となる。これらの詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から概要について説明する。

まず、令和6年度当初予算案である。

歳入のうち、県税収入については、法人二税などの増収が見込まれるものの、定額減税による個人県民税の減少が見込まれることから県税全体で減収を見込んでいる。また、臨時財政対策債が大幅に減少した地方財政対策等を踏まえ、地方交付税と臨時財政対策債をあわせた実質的な交付税の減少を見込んでいる。

歳出については、給与改定の影響や、定年の段階的引上げによる退職手当の増などによる給 与費の増加や、新型コロナウイルス感染症対応事業費の減による補助費の減少などを見込んで いる。その結果、最終的に生じた財源不足については、財源調整のための基金の取り崩しを 1, 2 8 4 億円計上するなどして予算を編成したところである。

令和6年度当初予算案の規模は、一般会計では、2兆1, 197億4, 400万円となり、 過去4番目の予算規模で、対前年度比4. 1%の減となっている。また、特別会計と企業会計 を加えた全会計の合計では、3兆5, 545億2, 912万4千円、対前年度比2. 8%の減 となっている。

次に、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に対応した補正予算案についてである。 補正予算案の内容は、防災・減災、国土強靭化に係る公共事業の追加や、収益力の向上に取り 組む農業者等への支援に要する経費などである。この補正予算案については、令和6年度当初 予算案と切れ目なく執行するためにも早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って 御審議いただくよう特段の御配慮をお願いするものである。

条例については、新規条例が1件、一部改正条例が21件、廃止条例が1件である。主なものとしては、児童虐待防止対策の強化等のため、知事部局の定数を21人増加させるほか、公営企業管理者の定数を12人、下水道事業管理者の定数を4人増加させる「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」、条例の附則に基づく見直しを踏まえ、基金を廃止する「埼玉県健康づくり安心基金を廃止する条例」、このほか、埼玉県屋内50メートル水泳場整備運営事業に係る特定事業契約の締結や、埼玉県地域保健医療計画の策定などがある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、 よろしくお願いする。

企画財政部長

それでは、お許しを頂いたので、議案等の詳細を説明する。

サイドブックスの「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案」のファイルを御覧願う。

3ページの資料1「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案件名表」を御覧願う。

まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく説明する。

7ページを御覧願う。条例について説明する。

1番については、知事認定獣医師等が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理手数料等の額を定めるとともに、危険物取扱者試験手数料等の額を改定等するものである。

2番については、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置目的を変更するとと もに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、設置期間を 延長するためのものである。

8ページを御覧願う。3番については、児童虐待防止対策の強化等のため、職員の定数を改定するものである。

4番については、附票本人確認情報の利用及び提供に関し必要な事項を定める等するものである。

9ページを御覧願う。5番については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするものである。

6番については、人事管理上の必要性に鑑み、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理 監督職から、警察職員が殉職等により昇任する場合に臨時的に置かれる職を除外するものであ る。

10ページを御覧願う。7番については、彩の国みどりの基金に積み立てる自動車税の種別割に係る歳入の金額の割合を変更するものである。

8番については、軽費老人ホーム等に係る運営に関する基準等を改定等するものである。

11ページを御覧願う。9番については、指定居宅サービス等に係る運営に関する基準を改定等するものである。

10番については、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を改定等するものである。

12ページを御覧願う。11番については、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例の制度を設けるものである。

12番については、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準等を改定等するものである。

13ページを御覧願う。13番については、条例制定附則の規定に基づき見直しを行った結果、埼玉県健康づくり安心基金を廃止するものである。

14番については、療養病床を有する病院等の従業者の基準等の特例措置を廃止するとともに、病院の従業者の基準を改定するものである。

14ページを御覧願う。15番については、難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を川越市、川口市及び越谷市が処理することとするものである。

16番については、新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定めるとともに、試験研究機器に係る使用料の額を改定等するものである。

15ページを御覧願う。17番については、都市計画区域以外の区域のうち知事が指定する区域内における建築物の敷地又は構造の制限を緩和等するものである。

18番については、工業用水の使用者の利便性の向上を図るため、使用水量の確認に電磁的

方法を導入することに伴い、超過料金に関する規定を改めるものである。

16ページを御覧願う。19番については、1人1台端末を活用した個別最適な学びの推進 等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定するものである。

20番については、高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、 学校職員の定数を改定するものである。

17ページを御覧願う。21番については、初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てることを目的として、基金を設置するものである。

22番については、定年の引上げに伴い、警察官の階級別の定数及び警察官以外の職員の定数の特例を定めるものである。

18ページを御覧願う。23番については、警備業認定証再交付手数料等の定めを廃止するとともに、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の額を改定等するものである。条例については、以上である。

19ページを御覧願う。事件議決である。

1番については、令和6年度の包括外部監査契約を公認会計士の新江明氏と締結することについて、議会の議決を求めるものである。

2番については、埼玉県屋内50メートル水泳場整備運営事業の特定事業契約を締結することについて、議会の議決を求めるものである。

3番と次ページの4番、6番は、県が行う各種事業に要する経費のうち、県内市町の負担額を定めることについて議会の議決を求めるものである。

5番については、首都高速道路株式会社による埼玉県道高速葛飾川口線等の事業の変更に同意することについて、議会の議決を求めるものである。

21ページを御覧願う。基本的な計画の策定等である。

1番の「埼玉県地域保健医療計画」及び2番の「第4期埼玉県教育振興基本計画」の策定について、それぞれ議会の議決を求めるものである。

22ページを御覧願う。予算(令和5年度2月補正分)である。

1番の埼玉県一般会計補正予算(第6号)については、後ほど説明するので、割愛する。

23ページを御覧願う。事件議決(令和5年度2月補正分)である。

令和5年度に県が行う急傾斜地崩壊対策事業に要する経費のうち、神川町の負担額について、 議会の議決を求めるものである。議案については、以上である。

次に、報告事項である。24ページを御覧願う。地方自治法第180条第2項の規定による 知事専決処分報告である。

1番から、次ページの4番までは、法令の一部改正に伴い、必要となる規定の整備を行った ものである。

26ページを御覧願う。5番と6番は損害賠償の額を定めるものであり、損害賠償の額が1 00万円以下のため、専決処分を行っている。

続いて、当初予算関係について説明する。サイドブックスの「令和6年度埼玉県当初予算案の概要」のファイルをお開き願う。

2ページを御覧願う。「I 令和6年度当初予算案のポイント」である。

中ほどの「予算規模」にあるとおり、一般会計の総額は、2兆1,197億4,400万円、前年度比4.1%の減となっている。また、全会計の合計では、3兆5,545億2,912万4千円、前年度比2.8%の減となっている。

3ページを御覧願う。こちらは、歳入歳出予算の内訳を款別に円グラフで整理したものである。

次に、4ページから6ページは、主な歳入についてである。

まず、「1. 県税収入」については、法人二税の増収が見込まれるものの、定額減税による個人県民税の減収などが見込まれることから、対前年度96億円、率にして1. 2%の減となる8,052億円を計上している。

5ページを御覧願う。「2. 地方交付税」については、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税として、対前年度46億円、率にして1. 5%の減となる2, 971億円を計上している。

「3. 県債」及び「県債残高」については、防災・減災対策などの公共事業や公共施設の長寿命化改修などの財源に活用した一方、臨時財政対策債が減少したため、県債は対前年度205億円、率にして10. 2%の減となる1, 802億円を計上しており、県債残高は3兆6, 429億円となっている。

6ページを御覧願う。右側の「5. 財源調整のための3基金」及び「財源調整のための3基金残高」については、財源調整のための基金を対前年度484億円の増となる1,284億円を取り崩すことにより、歳入と歳出の均衡を図ったところであり、令和6年度末の基金残高見込みは418億円となっている。

次に、7ページ及び8ページは、「主な歳出」についてである。

8ページを御覧願う。左側の下「公共事業費」については、県民の安心・安全な生活を確実に守るため、流域治水対策、道路環境整備などを行うことから1,011億円を計上し、3年連続で1,000億円を超える予算を確保している。

9ページを御覧願う。「主要施策の構成」についてである。

令和6年度当初予算は、「歴史的課題への挑戦」、「『日本一暮らしやすい埼玉』の実現に向けた取組の深化」の二つのテーマに関する施策に、限られた財源を重点的に配分した。

10ページを御覧願う。「Ⅱ 主要施策の概要」である。

「(1) 更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上」についてである。

上段の■、「デジタルトランスフォーメーションの推進」については、効率的で利便性の高い 行政サービスの提供に向けて、全庁GIS基盤の拡充やメタバース空間の整備を図るとともに、 生成AIやノーコードツールなどのデジタルツールを用いて業務プロセスを変革し「タスク・トランスフォーメーション」を推進していく。

1 1 ページを御覧願う。下段の■、「中小企業のDX推進」については、DXコンシェルジュの体制を強化し、AI・IoTなどの活用により、業務や組織の変革を目指す企業の伴走支援を実施することで、県内中小企業のDXを推進していく。

12ページを御覧願う。「(2) 持続可能なまちづくりと経済成長の実現」についてである。

「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」については、市町村と企業等とのマッチングを強化するほか、地域公共交通をはじめ、介護施設や子供支援活動拠点の整備促進などプロジェクトを加速させる新たな市町村への取組を支援していく。

14ページを御覧願う。上段の■、「渋沢栄一起業家サロン(仮称)」の整備については、開設に向けた準備を行うとともに、スタートアップの創出に向けたセミナーや集中プログラムなどの支援を実施する。

15ページを御覧願う。「サーキュラーエコノミーの推進」については、廃棄物処理業者の高度な再資源化設備等の導入や、サーキュラーデザインによる製品等の試作品開発に対する補助のほか、環境整備センター埋立跡地を活用した資源循環モデルを整備していく。

16ページを御覧願う。「(3) あんしん しあわせ たのしい こども支援の充実」についてである。

下段の■、「子育て世帯の医療費負担の軽減」については、補助対象年齢を通院は就学前児童 から小学校3年生まで、入院は就学前児童から中学校3年生まで拡大するとともに所得制限を 撤廃し、各市町村の子供への医療費助成に対して補助金を交付する。

17ページを御覧願う。上段の■、「困難を抱える妊産婦が安心して出産・子育てできるための支援」については、安心して生活できる場のない妊婦に緊急一時的な居所を提供するとともに、生活に困難を抱える妊婦や産後の母子に対する生活支援を実施していく。

18ページを御覧願う。下段の■、「こどもの居場所づくりの支援」については、新たな子供 支援活動拠点の整備、地域ネットワークの立上げ支援及びこどもの居場所支援団体の育成によ り、安心して子育てができる環境の整備に取り組んでいく。

19ページを御覧願う。上段の■、「バーチャルユースセンター(仮称)の設置」については、小学生から大学生程度までの子供・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた新たな居場所をバーチャル空間に設置するとともに、利用者のニーズに応じてリアルの居場所や専門の支援へつなげていく。

20ページを御覧願う。「社会的養育の充実」については、児童養護施設等の体制強化や里親 委託を推進するとともに、児童養護施設等の職員の処遇改善を図り人材確保及び職場定着を促 進するため、住居手当を支給する児童養護施設等へ補助し、職員の家賃負担の軽減を図ってい く。

21ページを御覧願う。「(1)災害対応力の底上げと自然災害・新たな感染症への備え」に ついてである。

上段の■、「災害対応力の強化」については、埼玉版FEMAの取組をより一層充実させ、林野火災に係る新たなシナリオの作成及び図上訓練を実施していく。

22ページを御覧願う。上段の■、「ジェンダーの視点による避難所開設・運営の充実強化」については、県標準手引き及び映像資料を作成し、市町村版のマニュアルの策定を支援していく。

23ページを御覧願う。上段の■、「安全・安心を確保するための道路の維持管理」については、道路冠水が多い箇所に冠水感知センサー及び警報装置を設置し、道路冠水発生時の対応を強化していく。

24ページを御覧願う。ここからは、5か年計画で掲げた三つの将来像、12の針路ごとに主要な事業を説明する。

まず、「(1)災害・危機に強い埼玉の構築」についてである。

下から2番目、「オ 県立学校の水害対策の推進」については、県立学校における受変電設備等の重要設備の浸水対策のため防水扉・排水ポンプ等を設置する。

26ページを御覧願う。「(2)県民の暮らしの安心確保」については、「イ サイバー犯罪等 事態対処能力の強化」として、情報通信機器に保存されている重要な証拠を迅速・確実に収集 する環境を整備し、捜査力を強化していく。

29ページを御覧願う。「(3)介護・医療体制の充実」である。

30ページを御覧願う。「ケ 看護職員確保対策の推進」については、ICT導入による看護業務改善を目指す病院へのアドバイザーの派遣等により、看護職員の離職・新規採用者の定着状況の改善を図っていく。

31ページを御覧願う。「(4)子育てに希望が持てる社会の実現」については、「オ 保育士の確保・定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進」として、潜在保育士がワンストップで就職に向けた情報収集ができるポータルサイトの構築や、保育補助者の雇上げ補助の対象を保育資格所有者に拡大するなど、保育士の確保を図っていく。

34ページを御覧願う。「(5)未来を創る子供たちの育成」については、「ア 遠隔教育の展開に向けた実証」として、教員の確保が困難な教科等におけるICTを活用した遠隔授業や、大学による遠隔授業の展開・実証を進めていく。

36ページを御覧願う。「(6)人生100年を見据えたシニア活躍の推進」については、「イ 自殺対策の強化」として、市町村との共催による自殺予防相談会の開催のほか、電話相談及 びSNS相談の応答率向上のための体制強化など、総合的な自殺対策を展開していく。

37ページを御覧願う。「(7)誰もが活躍し共に生きる社会の実現」については、「エ 困難な問題を抱える女性への支援の強化」として、メタバース相談の開設やウェブチャット相談の拡充など相談支援の充実とともに、女性自立支援施設の機能を充実させるなど、困難な問題を抱える女性への切れ目ない支援を実施していく。

39ページを御覧願う。「(8) 支え合い魅力あふれる地域社会の構築」については、「ウ 魅力ある地域資源による観光振興」として、インバウンド誘致が見込める魅力あるコンテンツを選定し集中的なプロモーションを実施するとともに、県産いちごの魅力発信等により、本県への誘客を促進していく。

42ページを御覧願う。「(9) 未来を見据えた社会基盤の創造」についてである。

43ページを御覧願う。「ク 『あと数マイルプロジェクト』の推進」については、埼玉高速 鉄道線延伸の早期実現に向けたさいたま市との共同調査等を実施していく。

44ページを御覧願う。「(10) 豊かな自然と共生する社会の実現」についてである。

45ページを御覧願う。「シ カーボンニュートラルの推進」については、高効率設備更新とエネルギー管理システムの同時導入への助成などによりスマートなエネルギー利用を促進するとともに、県有施設への再エネ活用設備の導入等を促進していく。

46ページを御覧願う。「(11)稼げる力の向上」については、「イ 『SAITAMAロボティクスセンター(仮称)』の整備」として、令和8年度中の開設に向けて「SAITAMAロボティクスセンター(仮称)」の建設を進めるとともに、アグリテック・フードテック促進のため、農場等におけるロボットのデモ実証等を実施していく。

48ページを御覧願う。「(12)儲かる農林業の推進」については、「ア 農業の新たな担い 手育成」として、明日の農業担い手育成塾に農業法人研修コースを創設するとともに、第三者 経営継承に向けたマッチング支援や女性が働きやすい環境整備に向けて支援していく。

50ページについては、「財政健全化に向けた取組」についてまとめたものである。

51ページ以降は、一般会計と特別会計、企業会計等の計数表である。資料2については、 以上である。

続いて、令和5年度補正予算案を説明する。サイドブックスの「令和5年度2月補正予算案の概要」のファイルをお開き願う。

今回の補正予算案の内容は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく補正予 算に迅速に対応し、防災・減災、国土強靭化の推進等を図るものである。

2ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。

今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で319億5,82 2万円となっている。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の補正予算に要する財源については、主に 国庫支出金や県債といった特定財源を中心に計上している。

3ページを御覧願う。「3 補正予算の内容」について説明する。まず、「(1)防災・減災、 国土強靭化の推進」についてである。

「ア」については、道路・街路事業や河川事業などの公共事業等について、緊急性の高い箇所を中心に事業を実施する。

「イ」については、県立特別支援学校の空調設備の改修、「ウ」については、森林の皆伐・再造林等に要する経費を林業事業体に対し補助するものである。

4ページを御覧願う。「(2) その他」についてである。

「ア」については、収益力向上に取り組む農業者への支援として農業用施設等の整備費用の補助、「イ」については、スギ花粉削減対策として県営採種園の生産区画の拡張を行うものである。

その他、「ICTを効果的に活用した教育環境の整備」などに係る経費をそれぞれ計上している。併せて、今年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定をお願いするものである。

次のページ、資料4は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたい。

なお、この補正予算案については、先ほど副知事からも説明したとおり、令和6年度当初予 算案と切れ目なく執行するためにも早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って御 審議いただきくよう特段の御配慮をお願いする。

以上が、2月定例会に提案を予定している、議案等の概要である。何とぞ、よろしくお願い する。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。

なお、2月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 2月定例会の会期予定等についての(1)代表質問のア 質問者数、質問日数及び質問順位についてである。

まず、質問者数についてだが、前任期は、議案を提出できる会派、議員定数の12分の1、 8名以上の会派の代表者が代表質問を行っていたが、今任期も同様とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、自民、民主フォーラム、公明の各1名とすることでよいか。

く 了 承 >

委員長

次に、質問日数についてだが、2日間とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、質問順位についてだが、お手元の資料1を御覧願う。

< 確 認 >

委員長

代表質問初日に、自民、民主フォーラムの順に、代表質問2日目に、公明が行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 質問時間についてだが、45分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、ウ 答弁者についてだが、先例どおり、原則として知事、副知事、会計管理者、公営 企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び行政委員会の長とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)一般質問についてのア 質問者数及び質問日数についてだが、1日3人で3日間、計9人ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 会派別日別質問者の割り振りについてだが、同じく資料1を御覧願う。 委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は、自民6名、民主フォーラム1名、公明1名、県民 1名ということで、いかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民主フォーラム1名、公明1名、2日目、自民2名、県民1名、3日目、 自民3名ということで、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局に配布させるので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 > < 確 認 >

委員長

お手元に配布したとおりでよいか。

く 了 承 >

委員長

次に、(3)質問者氏名、一般質問の質問形式及び質問日の報告期限についてだが、開会日前日の2月19日(月)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)予算説明会についてだが、お手元の資料2のとおり実施することでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、会場での開催と同時に、オンラインによる配信も行う。オンラインでの視聴方法については、後ほど各議員にお送りする通知により、御確認願う。各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知を願う。また、この説明会の開催については、本日付けで各議員に通知するので、御了承願う。

く 了 承 >

委員長

次に、(5)会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

く 了 承 >
く 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6)発言通告書の提出期限についてだが、先例により、代表質問を含め一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとなる。

したがって、代表質問初日の2月27日(火)に係るものについては2月22日(木)の正

午まで、また、一般質問初日の2月29日(木)に係るものについては、一括質問・一括答弁 式の場合は2月27日(火)の正午まで、一問一答式の場合は2月26日(月)の正午までと なるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 令和6年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、今年度の特別委員会の 名称、委員定数及び付託事件について記載した資料3をお手元に配布した。このことについて、 各会派で御検討いただき、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしく御協力願う。

< 確 認 >

委員長

5 選挙管理委員及び同補充員の選挙についてだが、委員等の任期が来る3月28日に満了することに伴い、選挙を行われたい旨の通知が、選挙管理委員会委員長から議長宛てにあった。そこで、選挙管理委員及び同補充員、それぞれ4名を選挙する必要がある。先例によれば、選挙は指名推選の方法で行うことになっている。候補者については、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

6 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料4及び資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

資料4「本会議等のテレビ中継予定(案)」を御覧願う。

これまでと同様、2月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、 資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日前日の委員長報告は生中 継で、代表質問1日目、一般質問については1日分を1時間、代表質問2日目については1日 分を30分、予算特別委員会の総括質疑については、1日分を2時間に編集の上、録画放送で 行いたい。なお、予算特別委員会については、会派別質疑時間に応じて、会派別の放送時間を 割り振らせていただきたい。編集に当たって、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目 をお選びいただく。代表質問及び一般質問の模様は、御覧の表のとおり質問からおおむね2週 間後の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。また、予算特別委員会総括質疑 の模様は3月25日(月)の夜7時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料5「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議、さらに、予算特別委員会の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「2月定例会ダイジェスト」として、4月7日(日)と13日(日)に放送したいと考えている。どうぞ、よろしくお願いする。

委員長

7 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」

に基づく令和6年度の策定等予定計画一覧表についてだが、お手元の資料6のとおり、知事から議長宛てに提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

8 その他に入る前に申し上げる。先ほどの執行部の説明の中で、急施を要する旨の要請があった、「令和5年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)」ほか1件の議案の取扱い等については、今後の本委員会において御協議いただきたいので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、2月定例会開会日・2月20日(火)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >